

# V-1 宮室

**平行関係の京と諸国** 古代の地方組織である国は都である京と一体であり、その成り立ちを述べるには都から語る必要がある。古代の行政組織に関する岸俊男説は京と地方諸国が平行関係にあるとした<sup>(1)</sup>。

すなわち、大宝令以降の制度では都の京－条－坊の組織は、諸国の国－郡－里に対応し、行政も前者が京職－坊令－坊長が担い、後者は国司－郡司－里長が担う。地方組織の国が成立する時期について諸説は、7世紀後半の天武・持統朝とみる。これは694年に遷都する藤原京（694～710）の建設過程とも通底する。

**宮室・都城・都宮** 本格的都城藤原京が成立する以前、5・6世紀代の王権は奈良盆地南部にあり、次いで飛鳥に遷った。王権所在地を探る方法には、諸天皇の宮号がある。

宮とは通常、天皇の住いを意味し、宮の所在地が都であった。『日本書紀』は「みやこ」に都城の語を充てた。天武12(683)年11月条、難波宮造都の詔には、「凡都城宮室非一処、必造両參。故先欲都難波」とある。都は1か所ではなく二・三か所を造るべきとした複都制の詔であるが、都城を宮処の意味に用いる。都城の原義は中国の諸侯、卿、大夫の羅城を巡らすまちのこと。古代の実情に合わせ、宮都や都宮の語を用いる場合もある。

**歴代遷都** 宮号は主に地名+宮号からなり、王権所在地の手懸かりである（表1）。たとえば、崇神宮は「磯城瑞垣宮（記は師木水垣宮）」、垂仁宮は「纏向珠城宮（記は師木玉垣宮）」とあり、宮号には宮を囲む瑞垣（崇神紀）や玉垣（垂仁記）の形容もみえる。諸宮のうち発掘調査は長谷朝倉宮（雄略天皇）推定地など一部に留まり、実態は不明である。しかし、莫然とではあるが地名から宮の所在が推定できる。

地名には「磯城」（崇神宮）、「纏向・師木」（垂仁宮）、「泊瀬・長谷朝倉」（雄略宮）、「伊波礼・磐余」（履中宮、繼体宮）、「石上」（安康宮）などがあり、現地名にあてると、奈良盆地中央部の磯城、南西部の桜井市巻向、盆地南東部三輪山麓の長谷、香具山東北部の磐余となり、代ごとに宮が遷っている。これを歴代遷都ともいい、先帝の死穢を避けるためとか、父子別居の慣習によるなどの説がある<sup>(2)</sup>。王権の支持機構が未発達だったことも一因であろう。

**飛鳥への収斂** 初期王権は、奈良盆地の中央部付近から東南部の三輪山周辺に移動し、仁徳の難波（大坂）高津宮のような例外を除けば、次第に南部の飛鳥に収斂する。王権は古代国家の誕生までの約1世紀を飛鳥の谷で過ごし、ついで南の平野部である藤原の地に移動し、僅か16年でこれ

また25kmあまり北の奈良に遷る。

この飛鳥の谷は極めて狭隘な地域である。飛鳥を冠する宮・寺社などの地名を検討した岸俊男説では、古代史の舞台となる飛鳥は、飛鳥川右岸の地で南が橋寺付近、北が香具山の南、東が岡の丘陵、西が甘樺丘である。地図上に計測すると僅か南北1.5km、東西0.5kmほどの範囲である。

岸説では飛鳥川左岸の小墾田（小治田）を飛鳥から除いたが、近年は小墾田を飛鳥以前の古地名とし、現山田道の北、飛鳥川左岸から奥山久米寺がある奥山付近に広がるとの見方がある。この説では、飛鳥は岸説よりさらに狭くなる。

**宮殿と寺院の地域** 飛鳥は宮と寺院が集中する特殊な地域である。北には飛鳥寺（6世紀末創建）と饗宴施設ともいう石神遺跡が、南には橋寺（7世紀初頭創建）があり、東には酒船石遺跡や岡寺（7世紀後半創建）が、西には川原寺（7世紀後半創建）がある。近年、雷丘の麓説が有力になった推古小墾田宮を別にすると、以降の宮々は大半が明日香村岡の飛鳥京跡周辺にあった（図2）。

ここに最上層、飛鳥淨御原宮跡（天武・持統）比定地には、掘立柱の遺構群である内郭と外郭、エビノコ郭があり、さらに苑池遺構（白錦後苑か）等がある。そして下層には飛鳥岡本宮（舒明）、飛鳥板蓋宮（皇極）、後飛鳥岡本宮（齊明）が推定される。飛鳥川左岸の川原宮（齊明）は罹災による臨時の宮であるから、前代の歴代遷都とは違って宮を同一場所に造営したのである。恒久的な藤原宮の前段階であり、宮周囲には苑池・饗宴などの諸施設も充実している。

7世紀後半期の宮殿や石神遺跡は主軸を真南北に揃える。飛鳥寺など寺院は創建時からこの方位をとるが、宮殿などは7世紀中葉以前は主軸が大きく西偏した。地形に合わせたのであろう。石神遺跡の発掘からみて、これを寺院と同方位に揃えたのは齊明朝である。土木工事を好んだ齊明天帝の大変革は、飛鳥の谷全体に及んだのである。

**国際関係の反映か** なぜ飛鳥がなのか。地名から判明する飛鳥以前の宮は比較的広闊な地にあるから、7世紀初頭に王権が飛鳥に籠る原因は当時の国際情勢であろう。

つまり、この地域は北がやや開けた状態であるが、南半部には尾根が迫る。殊に東と南は天然の羅城ともいべき多武峯から延びる山塊によって扼された天険の地であり、6世紀代の王権が位置した初瀬や、磐余とは環境が異なる。

こうした地理的環境に加えて、飛鳥の王権が親近感を抱いた朝鮮半島の百濟国が高句麗の圧迫によって父祖の地から熊津（公州）へ、ついで扶余へ南下遷都したことと関わるのではあるまいか。

（金子裕之）

[注] (1) 岸俊男『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年。(2) 八木充『古代日本の都』講談社、1974年。

表1 宮と歴代遷都

天皇	古事記	日本書紀
神武	畠火之白櫟原宮	畠傍檜原宮
綏寧	葛城高岡宮	葛城高丘宮
安懿	片鹽浮穴宮	片鹽浮孔宮
孝昭	輕之境岡宮	輕曲峽宮
孝安	葛城掖上宮	掖上池心宮
靈元	葛城室之秋津嶋宮	室秋津嶋宮
化神	黒田廬戸宮	黒田廬戸宮
仁行	輕之堺原宮	輕境原宮
務	春日之伊邪河宮	春日率川宮
仲哀	師木水垣宮	磯城瑞籬宮
應仁	師木玉垣宮	纏向珠城宮
履反	纏向之日代宮	纏向日代宮
允	志賀高穴穗宮	
安	穴門之豊浦宮・築紫	
雄	詞志比宮	穴門豊浦宮・樞日宮
清顯	輕嶋之明宮	明宮
賢烈	難波之高津宮	難波高津宮
體閑	伊波礼之若桜宮	磐余稚桜宮
明達	多治比之柴垣宮	丹比柴籬宮
峻	遠飛鳥宮	
安	石上之穴穗宮	石上穴穗宮
雄	長谷朝倉宮	泊瀬朝倉宮
清顯	伊波礼之瓊粟宮	磐余瓊粟宮
賢烈	近飛鳥宮	近飛鳥八釣宮
體閑	石上広高宮	石上広高宮
明達	長谷之列木宮	泊瀬列城宮
峻	伊波礼之玉穗宮	磐余玉穗宮
安	勾之金箸宮	勾金橘宮
雄	檜垣之廬入野宮	檜隈廬入野宮
清顯	師木嶋大宮	磯城嶋金刺宮
賢烈	他田宮	訛語田幸玉宮
體閑	池辺宮	磐余池辺雙櫻宮
明達	倉椅柴垣宮	倉梯宮
峻	小治田宮	小墾田宮
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		
雄		
清顯		
賢烈		
體閑		
明達		
峻		
安		

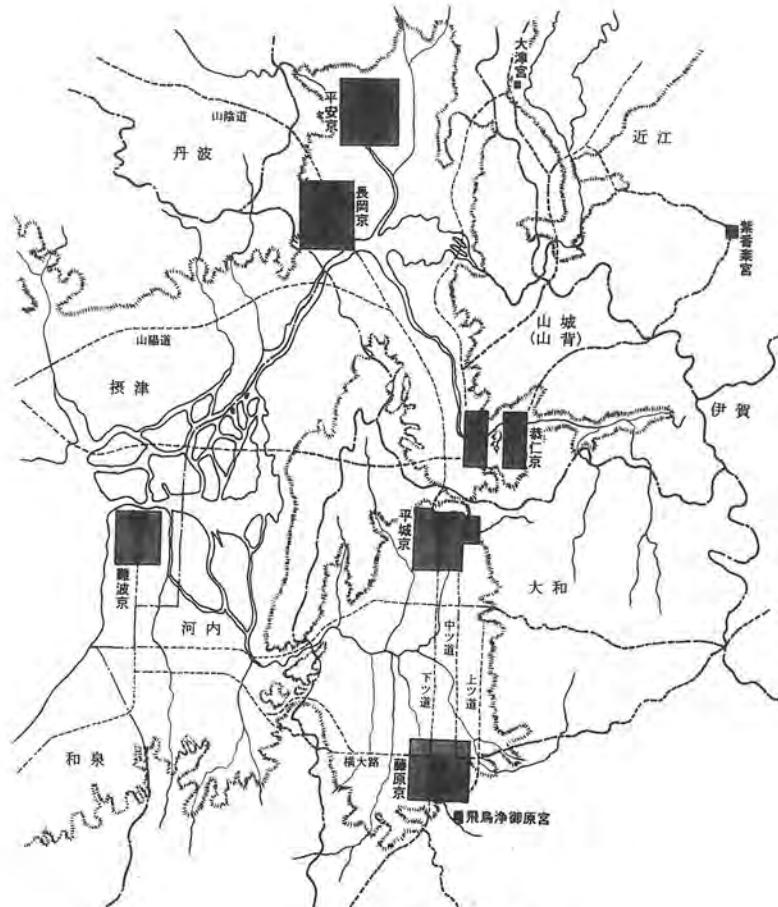


図1 歴代都城の位置

表2 古代宫都略年表

	天皇	大和	攝津・河内	山城	近江
593	推古	豐浦宮→小墾田宮			
	舒明	飛鳥岡本宮→田中宮→			
	皇極	厩坂宮→百濟宮			
645	孝德	小墾田宮→飛鳥板蓋宮 (飛鳥川辺行宮)	難波長柄壹磧宮		
	齊明	飛鳥板蓋宮→飛鳥川原宮→後飛鳥岡本宮			
	天智				近江大津宮
672	天武	島宮→岡本宮→飛鳥淨御原宮	難波京		
	持統	飛鳥淨御原宮→藤原京			
697	文武	↓			
707	元明	平城京			
	元正				
724	聖武		→難波京	→恭仁京	→紫香樂宮
749	孝謙				→保良宮
	淳仁		→由義宮		
	稱德				
	光仁				
781	桓武			長岡京→平安京	
	平城				
	嵯峨	平城宮			
823	淳和	↓			



図2 飛鳥の宮殿と寺院

## V-2 京の成立

画期は7世紀後半 古代都城の画期は持統9(694)年12月、大和三山の中央に遷居した藤原京である<sup>(1)</sup>。特徴は3点。

①天皇の居所である宮城周囲に条坊制の京が成立する。それまで意識の上で京城はあっても、街割りの実態はない。

②宮城には天皇起居の場である内裏に、国家的行事に用いる大極殿、朝堂院、行政を行う諸官衙を簡潔に配置する。大極殿・朝堂院を中心に朝儀、朝政、朝参が恒例化する。

③死者と生者を峻別し、京の外周部に死者の楽園を設けた。天・地・地下を相似形とする世界観の浸透である。

これらは推古朝に胎動を始めた都城制への動きが、7世紀後半に大展開したこと示す。

**方形の都** 藤原京は条坊制都城ともいう東西(条)・南北(坊)の道路が交わる方形(基盤目)の都である。坊(街衢)は1里(約530m)四方。ほぼ中心に2里(約1.06km)四方の藤原宮がある。方形都城には回字型と北闕型がある。宮城の位置によるもので、京中央にあるのが回字型、中央北寄りが北闕型である。藤原京は回字型説が有力である。

方形の都は天上世界に由来する。古代中国では天子は天上世界の付託によって地上(天下)を支配し、それに伴い地上の形も天上世界に似せた。しかし、半球状の天上を写す地上はなぜか、方形であった。「天円地方」である。

地上の規模は言語や風俗習慣が共通する三千里四方であり、これを9等分した九州の中心、千里四方を天子の県(畿内)とし、畿内を9等分にした中心に天子の王宮を置き、さらに81等分した中心に先祖の廟を配した<sup>(2)</sup>。冬至に天帝を祀る北京の天壇は、今日に遺る天円地方の具体例である。回字型の都城は「周礼」考工記が述べる理想の都に通じる。

中国では南北朝を境に回字型から北闕型に移行するという。事実、唐長安城や平城京は北闕型であるから、藤原京が回字型を採用した経緯が課題となろう。

条坊は京内の宅地規模や宮城との位置関係を視覚的に表す装置である。平城京では北極星が周囲に有力な星々を従える天上を模すように、宮城周辺に貴族・皇族の大邸宅が団集し、下級官人の宅地はその外郭にある。

**12条8坊説の提唱** 藤原京復元における画期は岸俊男説<sup>(3)</sup>である。要旨は、①藤原京は下つ道、中つ道、横大路等に画された東西12条南北8坊である。②藤原京の基準長は1/2里(265m)、一坊の面積は平城京の1/4であり、平城京は朱雀大路を基準に藤原京を2倍にしたもの。こうして藤原京から平城京への発展過程を考えた(図4)。12条8坊説の根拠は「養老令」京職条である<sup>(4)</sup>。京職は都の行政・治安などを担い、末端組織に坊令・坊長が属した。坊令は坊長

を指揮し、1名が4坊を監督した(戸令)。その定員は左京職12名。大宝令を境に京が左右が分かれ合計24名となり、12条8坊の京城が復元できる。平城京は遺存地割から9条8坊であるから、これは藤原京のこととなる。これらは喜田の着想であり、岸説はその修正版といえる。

**岸説藤原京と大藤原京** 岸説の提唱後、藤原京の外郭から条坊道路の発見が相次ぎ、広大な京城が確実になった。大藤原京である。現在は復元案に種々があり、最大案には10条10坊説がある。このうち白眉は阿部義平説で、早くに岸説を否定し、坊の面積は藤原・平城京ともに等しく、両京の規模も大差がないとした(図5)<sup>(5)</sup>。現在は京城を最初から大藤原京の規模とみる当初説<sup>(6)</sup>、藤原京を内・外城の二郭とみる説、大宝令を契機とする拡大説と縮小説がある(図5)。

しかし、藤原京は王都の標準とはならず、それを担ったのは9条8坊制の平城京であり、その基本規模は平安京に受け継がれる。中国では王都と郡県の間には格差がある<sup>(7)</sup>。諸国国府にも同様のことを考慮すべきであろう。

**条坊建設は天武初年から** 藤原京の条坊建設は遷都を遡る10余年前、天武10(681)年前後に始まる。その根拠が藤原宮下層での運河や条坊道路(先行条坊)、建物、堀などの遺構や、天武9(680)年創建と伝える藤原藥師寺(本藥師寺)跡の遺構である。藤原京直前の飛鳥京には条坊はなく、宮殿や寺院を直線道が繋ぐのであり、それも7世紀後半代に下る<sup>(8)</sup>。それ故、飛鳥・藤原京域での条坊建設はそれ以前のことで、天武天皇が新都建設に挫折した記事(天武5(676)年)は、条坊建設の上限を示す可能性がある。

**難波京は7世紀後半か** 条坊の起源で論議になるのが前期難波京である。難波宮跡(大阪市東区)には7・8世紀代の上下二時期があり、孝徳朝説がある前期難波京の存否が課題である。京城の調査成果は前期難波京に否定的である。朱雀大路にあたる前期難波宮「朱雀門」南には谷がある。その整地は7世紀後半に下り、条坊はあってもその頃で天武8(679)年11月条「仍難波築羅城」と関わるかという<sup>(9)</sup>。朱雀大路以前は西一坊大路相当の道が機能した。次の焦点は天智朝の大津京(667~672)の状況である。(金子裕之)

[注] (1)狩野久『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年。(2)渡辺信一郎「宮闕と園林」『考古学研究』47-2、2000年。(3)岸俊男「緊急調査と藤原京の復元」「朝堂の初歩的考察」「日本に於ける「京」の成立」「日本古代宮都の研究」岩波書店、1988年。(4)喜田貞吉「帝都」「喜田貞吉著作集」5、平凡社、1979年。(5)阿部義平「新益京について」「千葉史学」9、1987年。(6)黒崎直「藤原宮・京の範囲とその性格」「奈良国立文化財研究所学報第60冊 研究論集XI」奈文研、2000年。狩野久、注(1)に同じ。(7)宿白「隋唐都城の類型」「権原考古学研究所紀要 考古学論叢」10、1984年。(8)木原克司「古代難波地域の景観復原に関する諸問題」「大阪の歴史」48、1996年。(9)相原嘉之「飛鳥の道路と宮殿・寺院・宅地」「条里制・古代都市研究」15、1999年。



図1 「礼記」王制

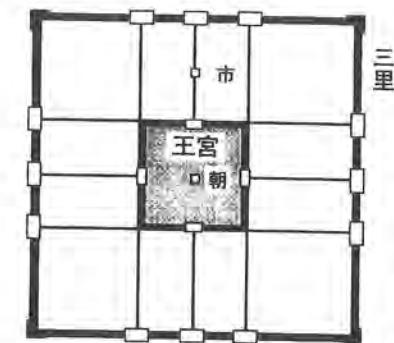


図2 「周禮」考工記・匠人

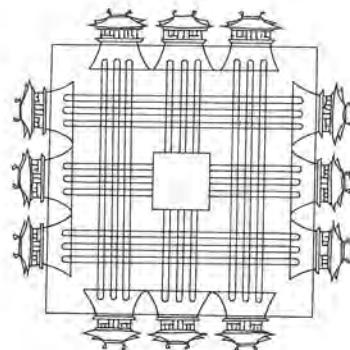
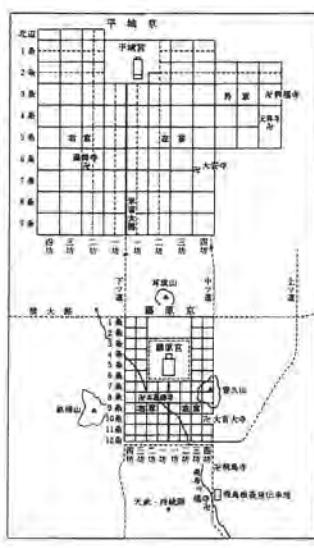
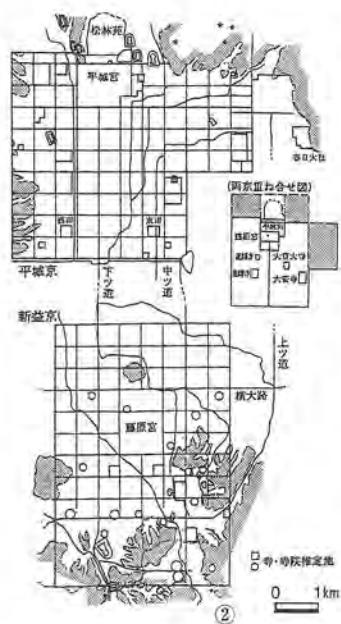


図3 「三禮圖」王城



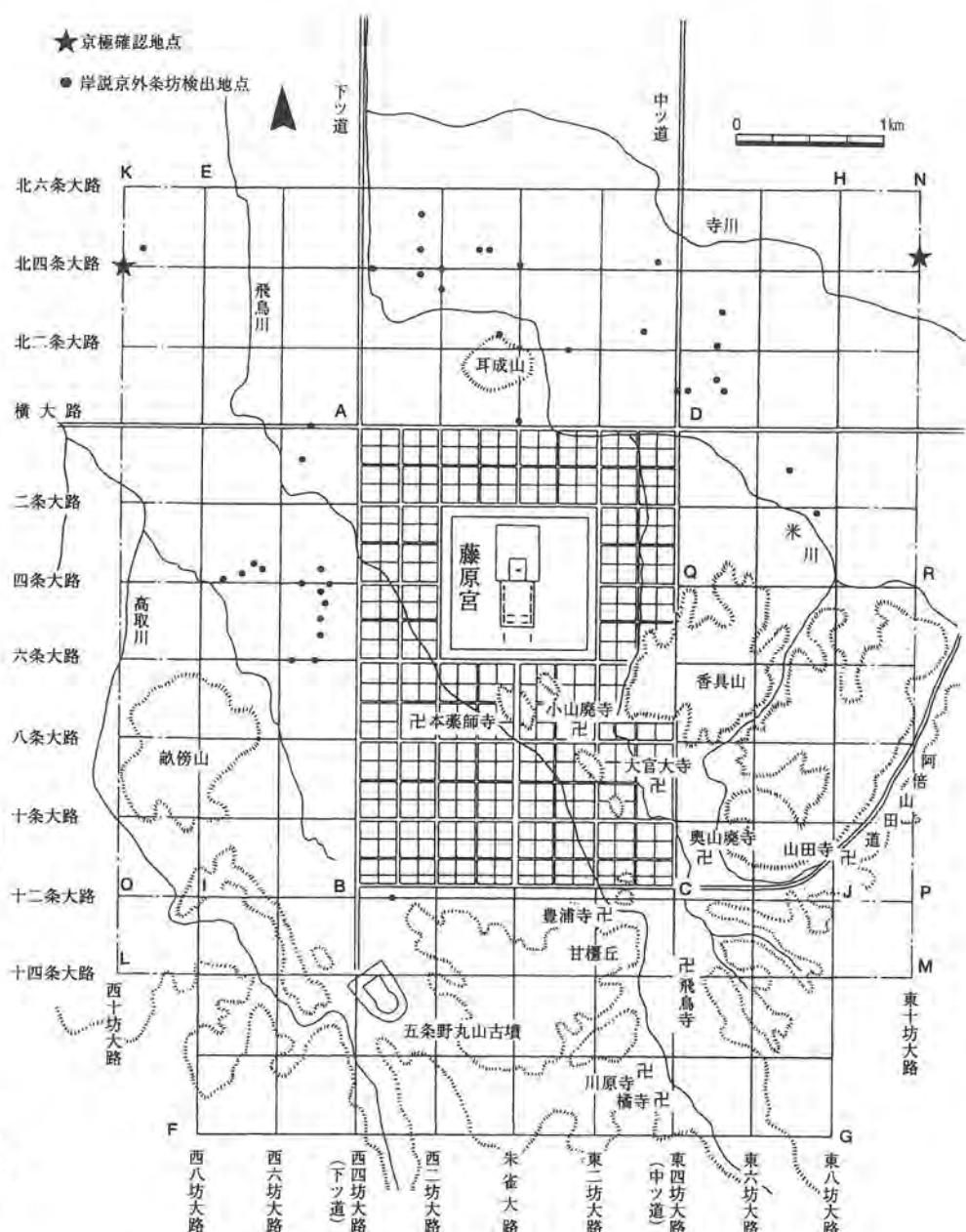
①



②

①岸俊男説 ②阿部義平説

図4 藤原京・平城京関係図



A B C D = 岸俊男説、E F G H = 阿部義平説、押部佳周説、E I J H = 秋山日出雄説、K O P N または K O C Q R N = 竹田政敬説、K L M N = 小澤穀・中村太一説  
(坊呼称は岸説およびその延長呼称による)

図5 藤原京域の復元諸説

## V-3 大極殿・朝堂院

**大極殿とその機能** 藤原宮以降の宮城は2里四方（約1.06km）、宮中枢部には内裏、大極殿・朝堂院、曹司などがある。大極殿は朝堂院の正殿で、即位や元日朝賀儀などに用いる殿舎である。名前は太極（北極）星に由来して中国に始まり、藤原宮で始めて確認できる。これは礎石立ち瓦葺き桁行9間・梁行4間の四面廂建物である。宮殿の殿舎規模、構造、間数、装飾などは「大宝令」以降、格式が明確になり大極殿は最高格の殿舎であった。なお、平安宮の大極殿は桁行11間・梁行4間（「大内裏図考証」）という。

大極殿には高御座があり、最重要の国家儀式には天皇が御した。大極殿儀式には平安時代、大・中・小の区分があるが（927年『延喜式』）、その基本は8世紀に遡る。大儀は元日朝賀や即位が、中儀は元日の宴や蕃客の迎接が、小儀は告朔や授位があたる。こうした儀式の他に御斎会、仁王会など仏教行事があり、その比重は平安期に増していく<sup>(1)</sup>。大極殿は、南の朝堂院と一体で機能した。

**朝堂の三機能** 朝堂は長大な殿舎群で、藤原宮では瓦葺き礎石建ちの12堂があり、中央には広大な庭（朝庭）がある。この朝堂院は朝賀などの儀式（朝議）や朝参、朝政の場であった。朝政は朝堂における政務であり、朝参は朝庭に会集し賀意などを表すること。朝堂は官司毎に座るべき座（朝座）が固定しており、朝堂院の外郭にある曹司と相まって機能した。朝堂、朝政など「朝」字を冠するのは、日の出から正午頃まで執務したことによる<sup>(2)</sup>。

朝参などでは朝堂院中央の朝庭に位階を記した版位を配し、官人が整列した。平安時代には官人を代表した奉賀・奏瑞使が東階を経て龍尾壇に昇る（『貞觀儀式』他）。龍尾壇の成立は平安宮であり、それ以前の大極殿は回廊によって院を構成し、正面に閤門が開く。平城宮第二次大極殿院では閤門の東側に階段がある。東階の前身であり、同じ構造は藤原宮に遡るのであろう。朝座や朝参における官人群の序列は、北極星を中心とした天上の模倣といえよう。

**朝堂の始め** 朝堂の初期形態を考える上に重要なのが推古朝小墾田宮（603～628）と、前期難波宮である。岸俊男は朝堂が小墾田宮に起源すると説く。『日本書紀』推古16（608）年、同18（610）年条には、小墾田宮を隋使裴世清や新羅使が訪れる記事がある。岸説はこれをもとに、宮の構造を「禁省（大殿）- 閤門 - 大門 - 朝庭（序） - 宮門 - 南門」とし、天皇の坐す大殿がある一域の南に、朝庭があり大臣・大夫らの座位する朝堂があるものと推定した。

難波宮跡では8世紀代の聖武朝難波宮朝堂院の下層に上層と中軸線を合わせた広大な「朝堂院」があり、内部に14

堂（16堂説があるが未確認）の「朝堂」が並ぶ。これらは掘立柱建物であるが構造は藤原宮朝堂院と類似する。この「朝堂・朝堂院」をめぐっては、宮の比定と絡んだ論争がある。すなわち白雉2（651）年に竣工した孝徳朝難波長柄豊崎宮説と、朱鳥元（686）年に焼亡した天武朝難波宮説である。

**大庭から朝堂へ** 孝徳朝説批判の主眼は、藤原宮以前の大津宮や淨御原宮では朝堂が不明確であるのに、それを遡る孝徳朝に14朝堂があることは不審とする。つまり、淨御原宮説が有力な飛鳥京跡上層遺構では、内郭南のエビノコ郭に大極殿と4堂の朝堂を考える説がある。しかし、前者は掘立柱建物と大極殿の要件を欠く上に（大安殿か）、朝堂は未確認である。次に、令制下の朝堂は官司毎に朝座があるが、その成立は天武末年であろう。それ故、八省の官制が成立する「大宝令」以前の孝徳朝に多数「朝堂」の必然性はないが、天武朝なら不合理ではないとする。

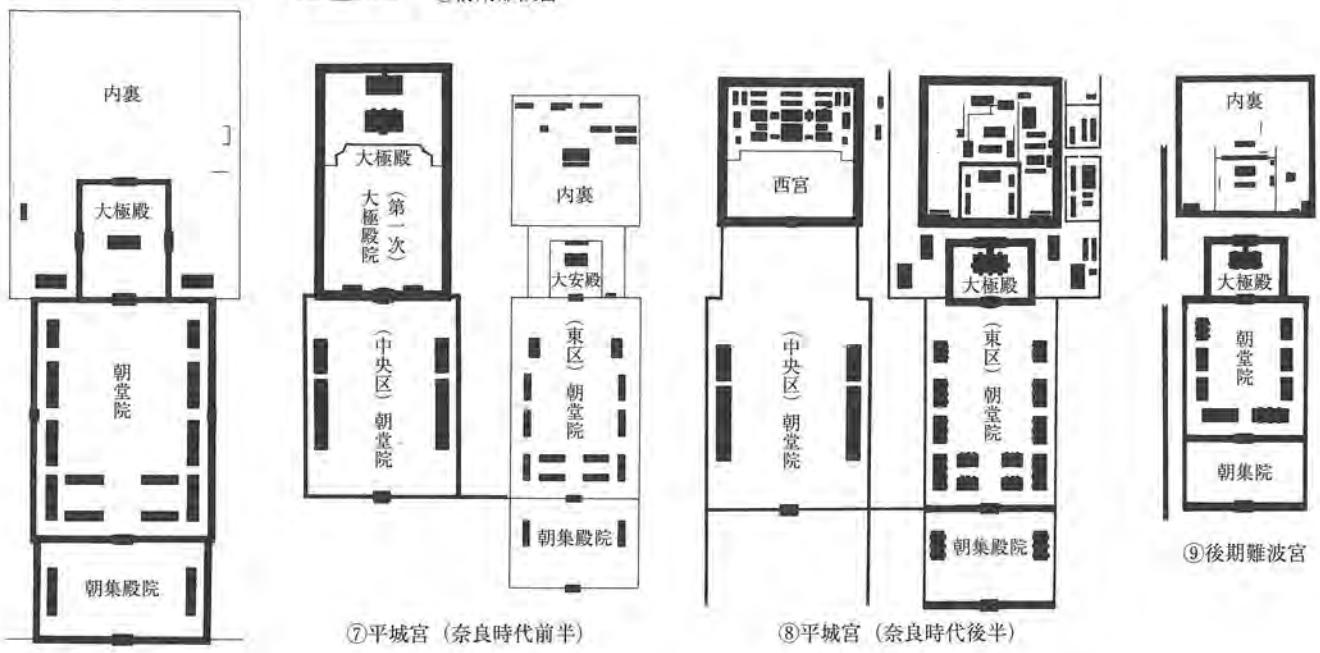
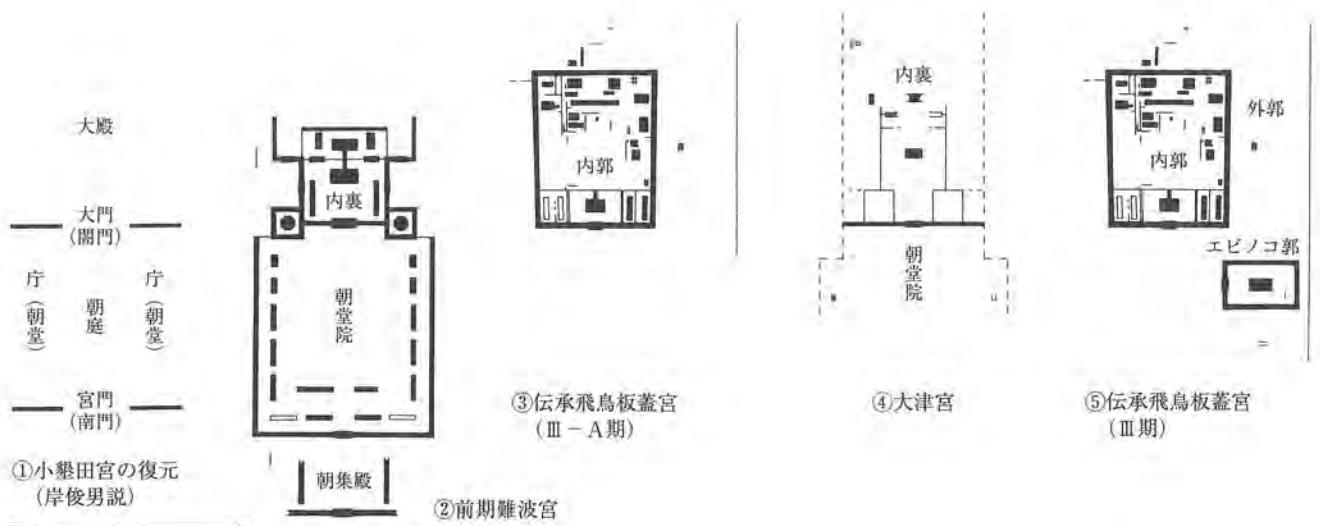
近年、前期難波宮西北隅や外郭の調査では7世紀中葉の遺構・遺物、「戊申年」（648年）銘木簡などの発見が相次ぎ、孝徳朝難波長柄豊崎宮説が有力化しつつある。

他方、多数朝堂の解釈には、「大宝令」以降とは別の、口頭伝達による執政形態に求める説がある<sup>(3)</sup>。すなわち、文書主義が基本となる令制朝堂にあっても、文書を必要としない官司がある。令制下では内廷系の官司には朝座がないが、その理由は内廷官人は天皇に侍候するために意志伝達に文書は要せず<sup>(4)</sup>、必然的に朝座、延いては朝堂も不要という。これには文書と口頭伝達は相互補完との批判もあるが、右説に従うと、「朝堂」は文書主義が未確立の天武末年以前には遡らないことになる。この段階は大庭・庭と呼ぶべきで、その正殿は大安殿であろう。藤原宮朝堂の祖形は前期難波宮であるが、原理は大きく異なる。

**朝堂の数と首都副都** 朝堂の数は14、12、8、4があり、令制下では12と8が基本である。中国の朝堂は東西2堂が基本であるから、古代朝堂の来歴が課題である。鬼頭説は新羅の影響を示唆するが<sup>(5)</sup>、今のところ独自色が強い。

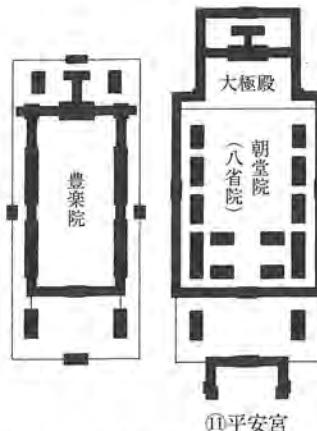
平城宮には朝堂院が2区画あり、平安宮豊楽院と八省院の原型をなす。他方、藤原宮朝堂院は1区画であり、8世紀以降1系列の藤原宮型と2系列の平城宮型に分れる。平城京の陪都、難波宮やそれを移す長岡宮朝堂は8堂であるが首都、藤原・平城・平安各宮の朝堂は12堂である。朝堂の数は首都・副都の系列で明確な格差がある。（金子裕之）

〔注〕（1）奈文研『平城宮発掘調査報告 XIV 第二次大極院の調査』1993年。（2）岸俊男「緊急調査と藤原京の復元」「朝堂の初歩的考察」「日本に於ける「京」の成立」「日本古代宮都の研究」岩波書店、1988年。（3）早川庄八「前期難波宮と古代官僚制」「日本古代官僚制の研究」岩波書店、1986年。（4）吉川真司「難波長柄豊崎宮の歴史的位置」「日本国家の史的特質 古代・中世」思文閣出版、1997年。（5）鬼頭清明「日本における朝堂院の成立」「古代木簡と都城の研究」岩波書店、2000年。



0 500m

図1 大極殿・朝堂院の変遷過程



## V-4 三部世界観の成立

**京外の葬送地** 藤原京では葬送地を都の周辺に設定した。「喪葬令」皇都条には「凡皇都及道路側近。並不得葬埋」とある。皇都への埋葬を禁止した本条は、生者と死者を分けることを明確に規定したもので、大宝令(701年)に遡る。中国の仙(僊)と人と鬼(死者)の世界を分ける思想にもとづくものであり、さらに、令制への進展によって古墳の構造や規模、埋葬位置などにも明確な格差が生じた。

最も重要な葬送地は、京の南西にある南西古墳群である。その範囲は東西約2km、南北約3km。これに次ぐのは東方の初瀬山、西方の葛城・二上山東麓である。墓誌によって天武・持統・文武三代に出仕したことが判明する威奈大村墓は二上山東麓(奈良県香芝市)にある。

**逆転する北と南** 平城京(710~784)や平安京(794~1185)では、天子南面の原則によって北方の葬送地が最も重要であったから、藤原京では南西を重視した理由を明らかにする必要がある。これには前代からの慣習を受け継いだとする説、道教思想による説などがある。前者は、この地が7世紀前半から中葉にかけて天皇陵など重要な古墳群が集中する段丘などに接することを根拠とする。また後者は、天武天皇が壬申の乱(672年)では戦況を道教的方法によって占ったこと、道教の高位者名を謚号「瀕真人」とすることなど道教思想に造詣が深いこと、道教經典の『真誥』には貴人が死後の昇仙に備え都の南方にある朱火宮で鍊成すると説くことを理由とする<sup>(1)</sup>。

**大内山陵が起点** いずれにしても、南西古墳群の成立が天武・持統合葬陵(檜隈大内山陵・野口王墓)の築造を契機(持統元(687)年10月)とする点でほぼ一致し、南西古墳群全体を天武・持統の陵園区とする見方もある<sup>(2)</sup>。唐では亡き皇帝のために陵前に神遊殿、献殿、寝宮など巨大な施設を建て、その周囲に広大な陵園区を設け、近親や功臣など特別の事情がある者に限って造墓を許した。この制度を南西古墳群にあてるのである。これとは別に、高松塚古墳を文武陵説が有力な中尾山古墳の陪葬墓とみる説もある。天皇ごとに陵園区を考えるのであろう。

**昭穆制による解釈** いかなる原理に基づき南西古墳群内では陵墓を配置したのであろうか。昭穆制による解釈がある。昭穆制とは天子七廟。三昭・三穆の制ともいい、中国古代の祖先をまつる廟の順位を示す名である。左昭右穆とも呼び、太祖の廟を中央に置き左側に二世・四世・六世と並べて昭といい、右側に三世・五世・七世とならべて穆という。この制では太祖が問題で、前漢の韋玄成注は基本を父子とする。天武・持統合葬陵を太祖とすると中尾山

古墳や草壁皇子説がある東明神古墳は昭穆制とは左右が逆転するが、父子の関係であれば一致する。これは平城京北方にある、元明陵以下の陵でもほぼ同様である。これには女帝を父子の関係に含められるか否かや、墓誌がなく陵墓の比定は確証を欠く点など課題も残る。

なお、南西古墳群を陵園区とみる時、域内にある檜隈寺の位置づけが必要であろう。陵墓と寺院の関わりについては指摘があり<sup>(3)</sup>、唐二代皇帝の昭陵は「陵側建佛寺」(『旧唐書』卷4)とある。檜隈寺が充実するのは藤原宮期である。

都城に対して、仏教伽藍を浄土という小宇宙になぞらえることであった。二上山東麓の加守寺では、寺域西側の一郭に金銅製蔵骨器を埋納している。平安時代の経塚造営にも一脈通じる行為であろう。ただし、年代が7世紀代か8世紀に下るのかは課題である。

**国々との関わり** 7世紀末から8世紀にいたる王権の姿は、諸国の動向にも反映しているようである。因幡国(鳥取県東部)では、因幡国府がある法美平野(鳥取県岩美郡国府町)には大和三山に対比される面影山、今木山、大路山がある。因幡国府推定地はその中央付近、中郷地区にある。推定規模は方約800m。調査は国府の一部に留まるために詳細は明らかにし難いが、規模を別とすれば国府推定地とそれを囲む情景は持統天皇の藤原京さながらである。

**藤原京の縮尺版** これに関連して注目すべきは、初期の墓誌として有名な「伊福吉部徳足比売」の埋葬地である。墓誌によると、徳足比売は伊福吉部氏の一族で文武朝に出仕。慶雲4(707)年2月に従七位下を受け、翌和銅元(708)年7月に卒した。和銅3(710)年に火葬の上、この地に葬るとある。采女として文武朝に出仕した有力豪族の子女が官位を受けた例としても著名な徳足比売の墓は、国府町宮ノ下の無量光寺の背後、稻葉山群の一支峰、宇倍野山にある<sup>(4)</sup>。ここは国府域の東南北に聳える峰々の北東側にあたる。方位はやや異なるとはいえ、国府域の外郭丘陵上に葬送地がある姿は、徳足比売が女官として出仕した藤原京の葬送地を想わせる。

さらに、因幡国府推定地の東南、岡益には寺院説が有力になった岡益石堂、終末期古墳である史跡梶山古墳などがある。いずれも7世紀代であり、この姿は飛鳥と藤原の関係に類似するようにもみえる。国府についても今後、こうした観点からの検討が必要であろう。

(金子裕之)

[注] (1) 福永光司『道教と古代日本』人文書院、1987年。(2) 河上邦彦『凝灰岩使用の古墳』『末永先生米寿記念戯文集』奈良明新社、1985年。(3) 藤澤一夫「墳墓と墓誌」『日本考古学講座第6巻 歴史時代(古代)』河出書房、1956年。(4) 鳥取県教委『因幡国府遺跡発掘調査報告書Ⅰ~Ⅷ』1973~88年。

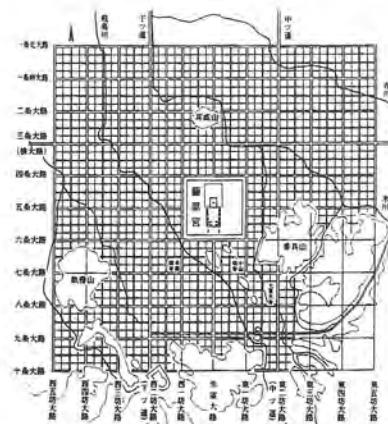


図1 藤原京条坊復原図 (1/125000)



図2 唐長安城復原図 (1/200000)

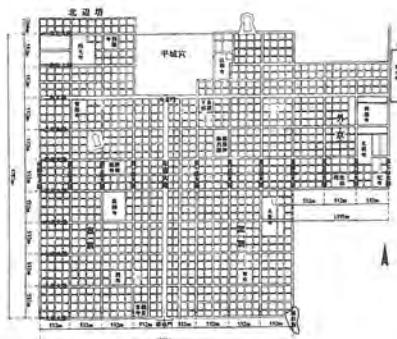


図3 平城京条坊復原図 (1/125000)



写真1 終末期古墳  
(奈良県石のカラト古墳全景)



写真2 称徳山荘の火葬墓  
(9世紀)



写真3 藤原京周辺の藏骨器

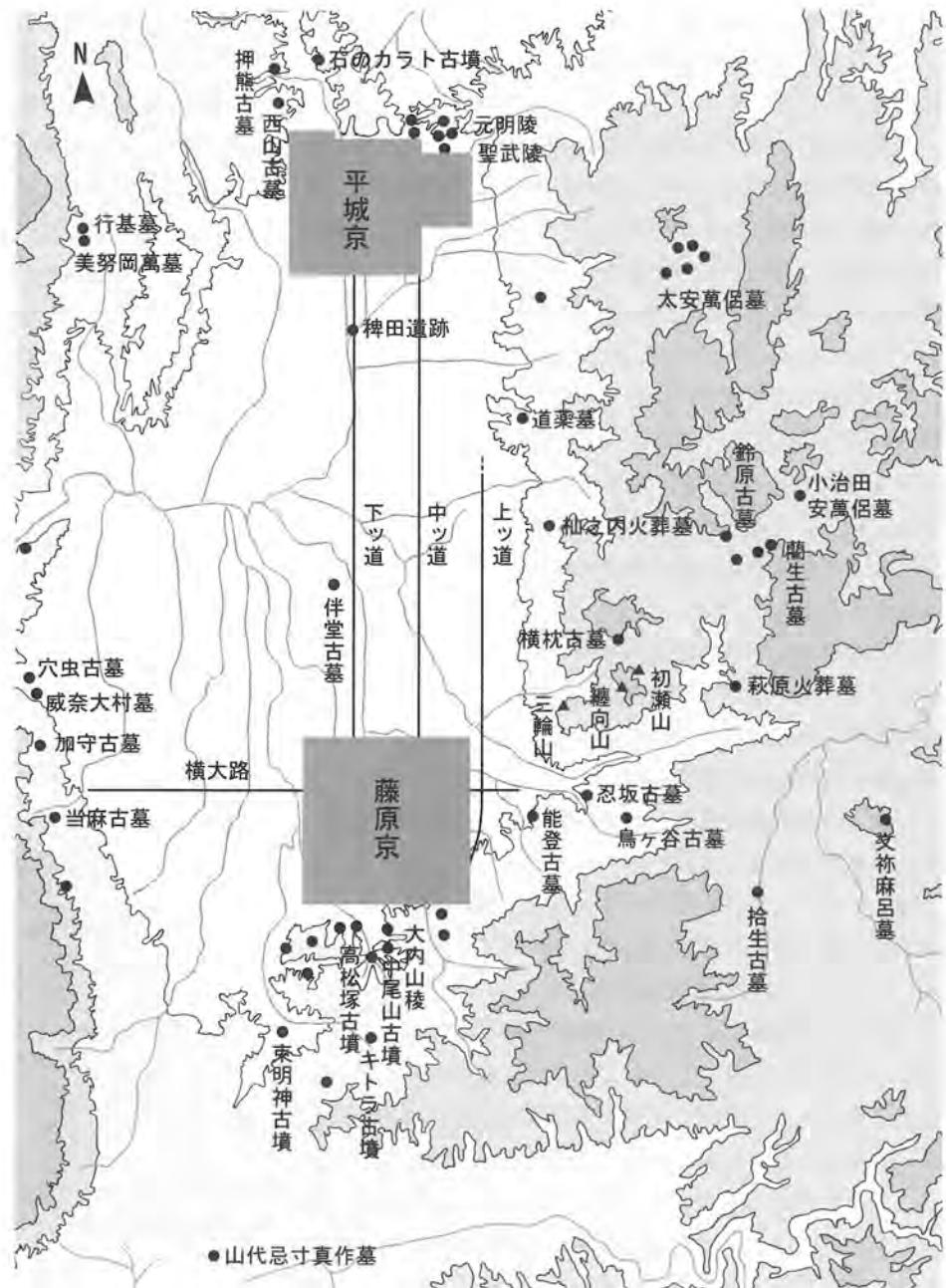


図4 藤原京と平城京の葬送地

## V-5 宮内の曹司

**曹司とは** 曹司は行政実務や諸雑務を分掌した官衙であり、宮内の各所や京内的一部などに設置された。ここでは主に平城宮内の諸曹司（図1-①・②）について紹介する。  
**平城宮の曹司** 発掘調査で所在位置が特定されている曹司には、内裏東方の造酒司、佐伯門付近の左右馬寮、東区朝堂院南方の式部省（奈良時代前半および後半）と兵部省（奈良時代後半）、神祇官（奈良時代後半）がある。

また、確証はないがほぼ間違いないとされている曹司として、「寺請木簡」や墨書き土器「羹所」が出土した中央区大極殿院北方官衙地区の大膳職、墨書き土器「内裏盛所」が出土した内裏北方の内膳司、西宮兵衛の食料関係木簡が出土し、兵衛の詰所と推定される内膳司推定地東隣の官衙地区<sup>(1)</sup>がある。

木簡や墨書き土器などの出土遺物から、付近にその所在地が想定できるものとして、東区大極殿院東隣の陰陽寮、東院西部の縫殿寮・主水司や東宮坊、若犬養門付近の雅楽寮、建物が復元されている内裏東方官衙地区の宮内省<sup>(2)</sup>がある。宮内省推定地東方の通称塙積官衙地区（現在遺構展示館として公開）では、「公事」および「私事」とヘラ書きされた塙が出土し、太政官に比定する説がある。しかし、奈良時代の太政官院は、平安宮の太政官曹司のような官衙ブロックを構成する（図4右）のではなく、朝堂院そのものを指していたことが明らかになってきており<sup>(3)</sup>、平安宮との対比では、位置的に中務省かその被管官司である可能性を指摘する説もある<sup>(4)</sup>。

**曹司の構造** 平城宮内の各曹司の建物構成は、廂付の主要殿舎を中心として、その前後左右に短舎や長舎を配し、掘立柱塙や築地塙で周囲を囲繞するのを基本とする。二官八省などの宮の中核部門を担う曹司と現業部門に属す曹司とでは、その建物配置に差がみられる。各曹司の職掌に応じた建物構成が採用されたのであろう。

前者の例に、兵部省と式部省がある（図1-⑥・⑦）。両曹司は、東区朝堂院地区の南、壬生門を入った両側に位置し、同規模で同様の建物構成をとっている。250尺（約74m）四方に築地塙をめぐらし、北から80尺の位置で東西塙によって敷地を南北に二分している。区画内の建物は全て礎石立ちであり、北側では東西棟が3棟並び、南側では南北に廂をもつ建物を中心にコの字型に殿舎が配置されている。ここで注意しておきたいのは、このような建物配置が現れてくるのは、平城宮遷都当初ではなく、奈良時代後半になってからという点である。奈良時代前半のこの地はほぼ空閑地であり、奈良時代前半の式部省はさらに東隣

（式部省東官衙地区）に存在していた<sup>(5)</sup>。

一方、現業部門の曹司では、正殿を中心とする整然とした建物配置をとらず、造酒司のように何らかの作業スペースと考えられる空閑地が比較的広く存在している点に特徴がみられる（図2左）。

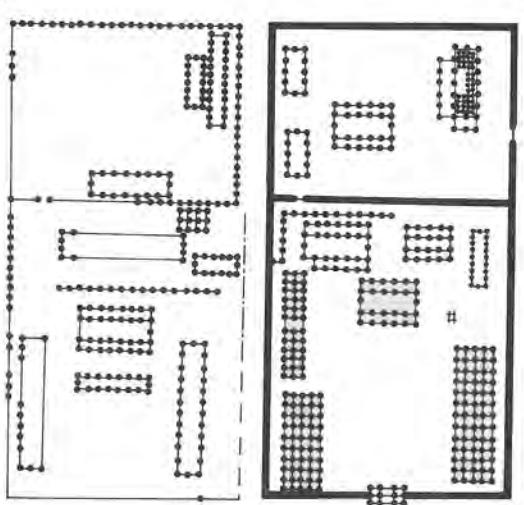
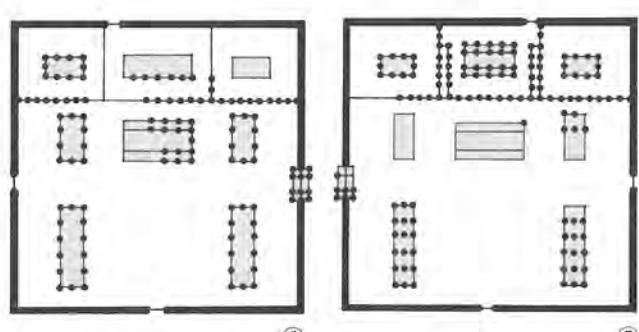
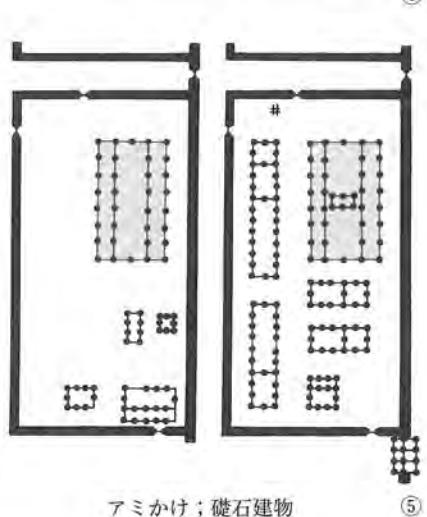
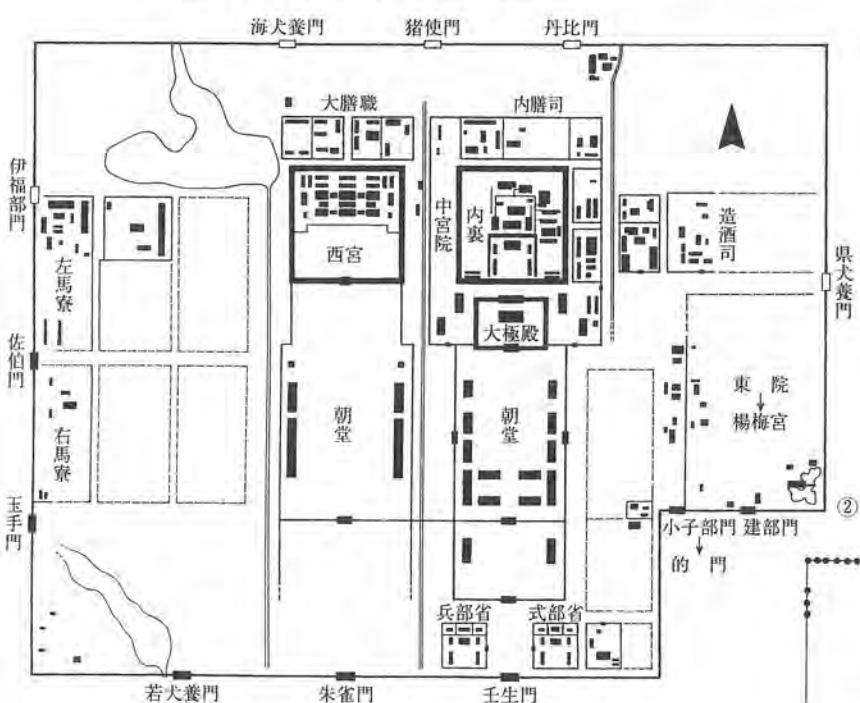
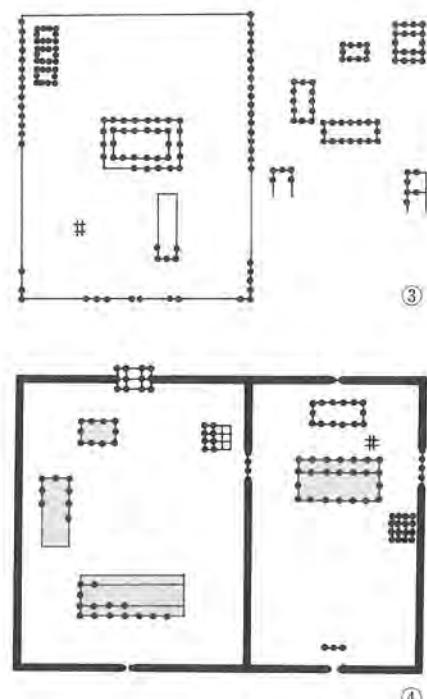
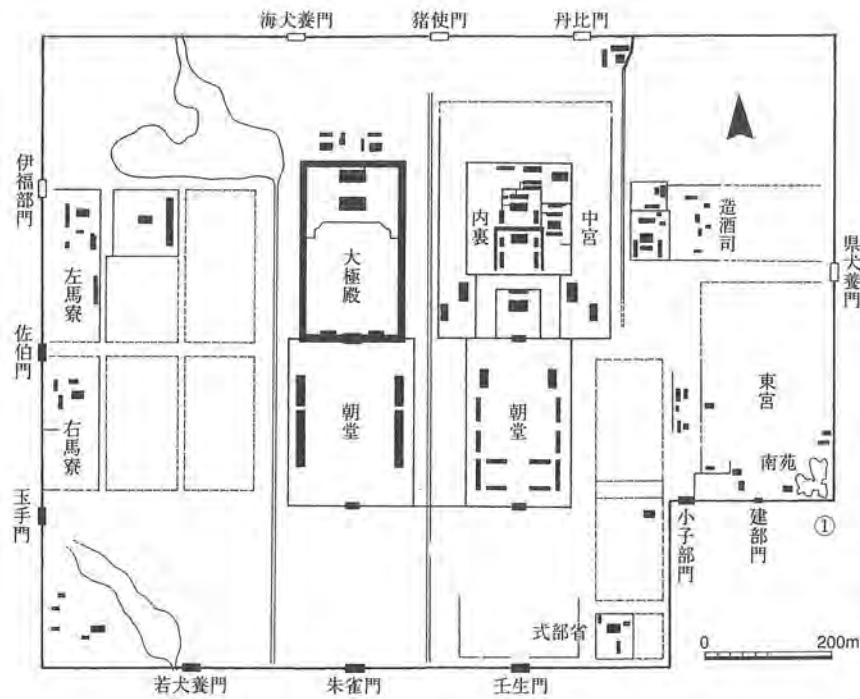
**塙積官衙下層遺構** 前述の通称塙積官衙は、塙を積み上げた基壇外装を伴う特異な曹司であり、前述したように太政官に比定する説もある。この曹司の下層では、掘立柱建物群（奈良時代初期）が検出されており、正殿・前殿・東西の両脇殿からなる左右対称のコの字型配置が復元されている（図1-⑧）<sup>(6)</sup>。この下層遺構の建物配置と国序配置（長舎型：VI-3参照）との系譜関係を想定する説もあるが<sup>(7)</sup>、この下層建物群の配置復元案に対する疑義や同じ配置が継続する国序配置との違いが指摘されており<sup>(8)</sup>、この曹司の建物配置復元やその性格については今後の検討を要する。

**藤原宮・平安宮の曹司** 平安宮では数種類の宮城図によって宮内の曹司の位置が復元されており（図4左）、基本的には平城宮のそれが踏襲されていたことが知られている。したがって、平城宮内の未知の曹司を平安宮の宮城図を使って、ある程度推測することができる。

平安宮へ継承されていった平城宮の曹司配置は、奈良時代後半の段階のものであった。前述のように、規格的な左右対称のコの字型配置をもつ曹司が現れてくるのは奈良時代後半であり、それ以前の様相はかなり異なっていた可能性が高い。8世紀後半にこのような変化が生じた要因はいったい何であったのか、今後の調査の進展が期待される。

藤原宮内の曹司の様相はあまりよくわかっていないが、西方官衙地区は長大な建物で構成される特徴や平城宮との類似性から馬寮に比定されている（図3右）。この藤原宮の曹司には長舎が多用されている。初期の地方官衙の殿舎にも長舎が多く、共通した特徴が認められる。今後、政府はもちろん、曹司ブロックについても、宮城と地方官衙との比較検討を進めていく必要がある。 （志賀 崇）

〔注〕（1）図書寮の可能性もある。（2）物的証拠がなく、また建物や門の規模から、宮内省本体ではなく、宮内省被管官司のいずれかの可能性が指摘されている。（3）「太政官院」でおこなったとされる大嘗祭の遺構が、東区朝堂院地区の朝庭部分から5時期分検出されている。（4）渡辺晃宏『平成12年度～平成14年度科学研究費補助金基盤研究（C）(2) 研究成果報告書 日本古代宮都の官衙配置の研究』2003年。（5）奈文研『1992年度平城宮跡発掘調査概報』1993年。同『奈良国立文化財研究所年報 1997-Ⅲ』1997年。（6）町田章『平城京』ニュー・サイエンス社、1986年。（7）阿部義平「国序の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。（8）山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』搞書房、1994年。



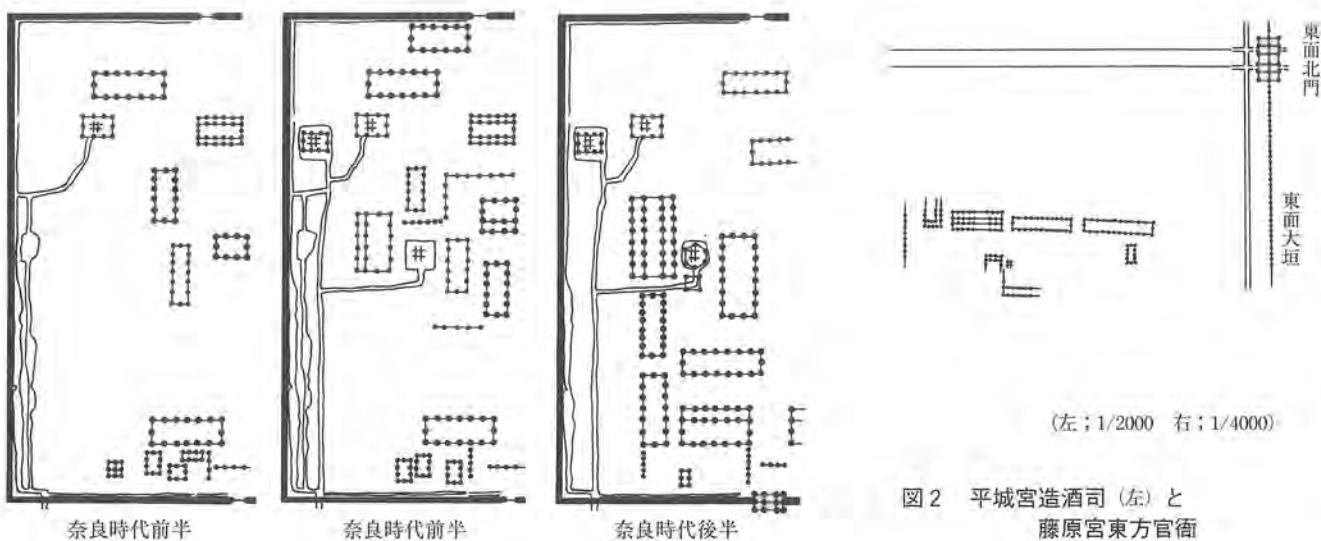
①平城宮（奈良時代前半） ②平城宮（奈良時代後半） ③式部省（奈良時代前半） ④神祇官（奈良時代後半）

⑤宮内省推定地（左；下層 右；上層） ⑥兵部省（奈良時代後半） ⑦式部省（奈良時代後半）

⑧摺積官衙（左；下層 右；上層）

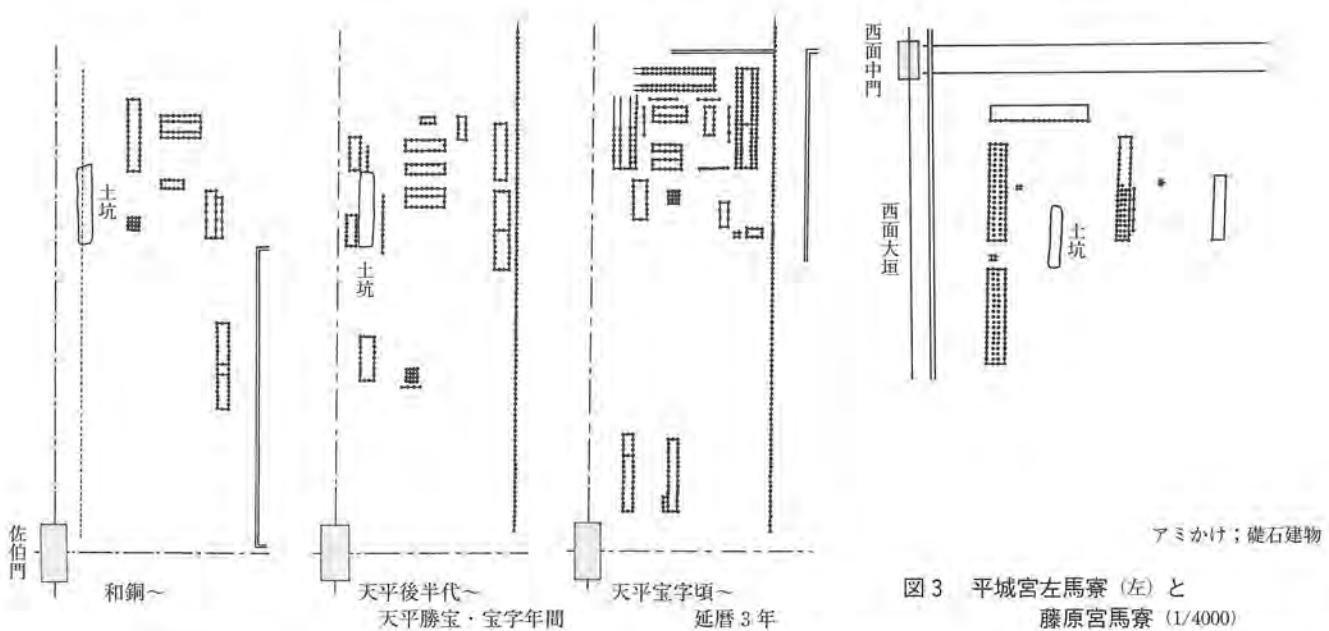
③～⑧；1/2000

図1 平城宮の曹司



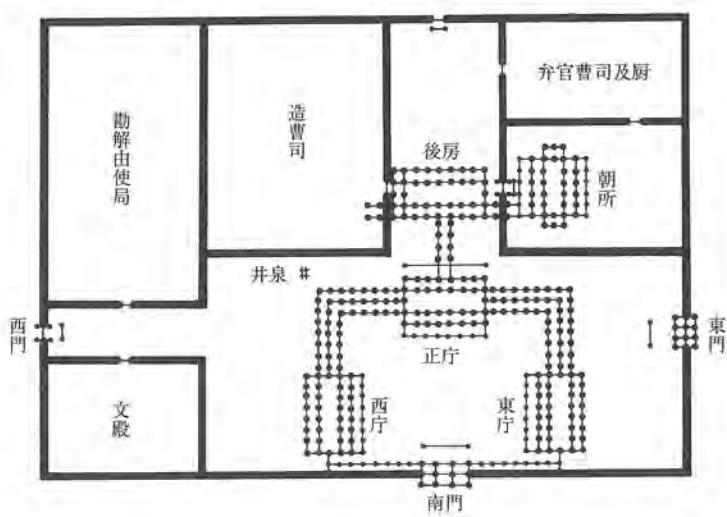
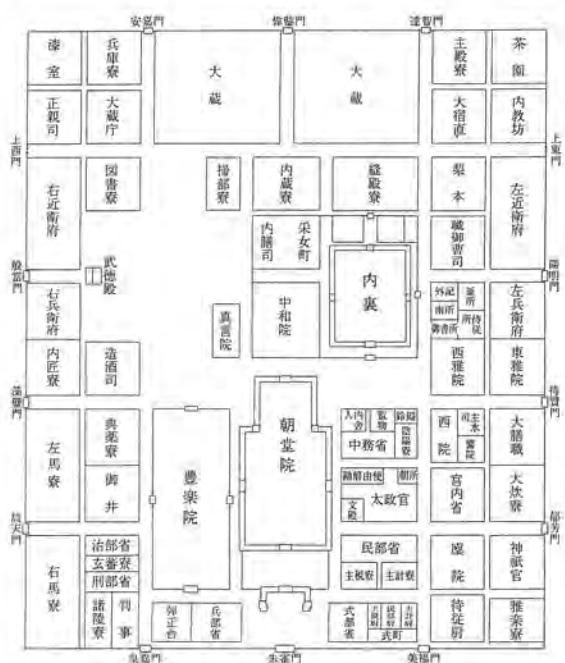
(左; 1/2000 右; 1/4000)

図2 平城宮造酒司(左)と  
藤原宮東方官衙



アミかけ；礎石建物

図3 平城宮左馬寮(左)と  
藤原宮馬寮(1/4000)



(1/2000)

図4 平安宮推定復元図(左)と  
裏松固禪『大内裏園考証』による太政官図